



1 策定経過

実施時期	内 容
令和5年度	
7月4日	令和5年度第1回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画策定に係る基礎調査について
7月～8月	市民・事業所・社協支部アンケート調査
8月～10月	団体ヒアリング
10月	市民ワークショップ（全3回）
10月～11月	社協支部ヒアリング
2月9日	令和5年度第2回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画策定に向けた基礎調査結果について
令和6年度	
5月30日	令和6年度第1回岐阜市地域福祉推進委員会 ・委員長・副委員長の選出 ・諮問 ・岐阜市の地域福祉の現状と課題等について
7月9日	令和6年度第2回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画の施策体系について
9月27日	令和6年度第3回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画の重点施策・進行管理について
11月7日	令和6年度第4回岐阜市地域福祉推進委員会 ・副委員長の選出 ・第3期地域福祉推進計画の素案について
11月15日～12月13日	パブリックコメント
2月7日	令和6年度第5回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第2期地域福祉推進計画の取組結果について ・第3期地域福祉推進計画の最終案について ・答申案について
2月17日	答申

2 岐阜市地域福祉推進委員会 名簿

氏名	所属	備考
浅野 竜也	岐阜市小中学校長会	
五十川 勝也	岐阜市身体障害者福祉協会	
今泉 松久	岐阜市医師会	
上田 千衣子	岐阜市赤十字奉仕団	
江原 由美子	岐阜市青少年育成市民会議	
桐生 伸治	岐阜市自治会連絡協議会	
佐甲 学	中部学院大学	委員長
佐藤 有紀子	岐阜市介護支援専門員連絡協議会	
篠原 輝政	公募	
杉浦 陽之助	特定非営利活動法人コミュニティサポートスクエア	
杉山 修二	岐阜市民生委員・児童委員協議会	
高橋 誠司	公募	
棚橋 靖夫	岐阜市老人クラブ連合会	
横山 克徳 (前任：後藤 東洋士)	岐阜市社会福祉協議会	副委員長
吉田 麻美	岐阜県社会福祉士会	

※五十音順、敬称略

3 用語解説

あ行

◆SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

◆NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」をいいます。

◆エンディングノート

自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりにもなります。

か行

◆虐待

他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることです。身体的、心理的、性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等のネグレクトや、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待があります。

◆キンダーカウンセラー

臨床心理士や公認心理師などの心理に関する専門家で、幼児教育施設で幼児やその保護者、教職員にカウンセリングや助言等を行います。

◆ケアマネジャー

介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行います。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人です。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者等の権利や尊厳を守り、その人の意向に即した自立した生活が送れるよう、支援することです。

◆更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることです。

◆子ども食堂

子どもたちに対して無料又は低額の食事を提供し、孤食の解消や食育の促進、さらには地域交流の場などの役割を果たします。

◆個別避難計画

災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画です。

さ行

◆市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのことです。

◆市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任します。

◆社会資源

人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称です。

◆社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がい又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービス提供者又は保健医療サービス提供者その他の関係者との連絡・調整等の援助を行う専門職です。

◆社協支部

岐阜市社会福祉協議会とともに地域福祉事業に取り組む組織です。

岐阜市内50地区（従来の小学校区）を単位に地域住民で組織され、それぞれの地域の特性に応じて、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域福祉活動に取り組んでいます。

◆住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯及び外国人等、法令等で定める居住に課題を抱える人のことです。

◆重層的支援体制

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。

◆精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、医療施設において精神障がいの医療を受けている人、又は精神障がいのある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職です。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことです。法定後見制度と任意後見制度に大きく分けられます。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

た行

◆ダブルケア

主に介護と育児を同時期に担う状態のことです。

◆地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係によって築かれる、住民同士のつながりや集まりのことをいいます。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◆地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいいます。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを指します。

◆地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関です。

高齢者の総合相談窓口として、様々な機関と連携し、地域の高齢者の支援を行っています。

◆超高齢社会

一般的に、65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%以上の社会を指します。

な行

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことで、自治体又は企業・職域団体（従業員を対象とする）が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講した人をいいます。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のことです。

は行

◆8050問題

80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもの世帯が社会的に孤立してしまう問題です。

◆バリアフリー

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となります。

◆伴走型支援

本人と支援者が継続的につながり関わり合いながら、周囲との関係を広げていくことを目指すもので、厚生労働省では「つながり続けることを目指すアプローチ」と表現しています。

◆ひきこもり

幅広い年代において、不登校やいじめ、あるいは職場での人間関係など様々な要因により、就学、就労、交遊などの社会参加を避けて、長期間にわたりおおむね家庭にとどまり続けている状態のことです。

◆避難行動要支援者

災害が発生したときや発生する恐れがあるときに、自ら安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人です。

◆福祉まるごと支援員

「第2期岐阜市地域福祉推進計画」に位置づける「総合的な相談支援体制の構築」の取組として、岐阜市社会福祉協議会に配置される職員で、重層的支援体制整備事業の中核を担います。

◆プラットフォーム

住民、民生委員・児童委員、自治会、NPO、学校、企業、行政、福祉関係者など、多様な分野の関係者などが集まって、地域の福祉課題を共有し、解決の糸口を探るための交流の場です。

◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人等になることをいいます。親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

◆保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

ま行

◆民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員でボランティアとして活動します。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされ、それぞれ担当する区域で、住民の生活上の相談に応じ、行政等への「つなぎ役」となるとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りなどの役割を果たします。

◆ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、文化などの違いにかかわらず、誰にとっても利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物の整備やサービスなどを提供していこうとする考え方です。